

綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 補助金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員設置配置に関する基準を満たす質の確保された認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第35条第4項の認可を受けていないものをいう。以下「認可外保育施設」という。）に対し、運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することによって、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(補助対象等)

第3条 この要綱の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第35条第4項の認可を得た保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条に規定する認定こども園に補助金の交付の決定を受けてから5年以内に移行することを希望している認可外保育施設が実施する、子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱（以下、「国要綱」という。）第3条に定める認可化移行運営費支援事業とし、補助額は、国要綱別表第1欄認可化移行運営費支援事業の第2欄に定める基準額により算定した額とする。ただし、補助事業に要した経費に対し寄附金その他の収入がある場合は、その額を控除した額とする。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第4条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(申請方法及び期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする施設は、綾瀬市認可外保育施設運営支援事業

補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認可外保育施設運営支援事業申請（精算）額内訳書（第 2 号様式）
- (2) 在籍児童名簿（第 3 号様式）
- (3) 職員の状況報告書（第 4 号様式）
- (4) 綾瀬市保育所条例(昭和 4 5 年条例第 1 5 号)第 2 条に規定する基準に該当することを証明する、綾瀬市保育の実施に関する事務取扱要領第 5 条第 1 項各号に定める書類
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 有資格者の写し、雇用契約書の写し、雇用証明書
- (7) その他必要となる書類

2 交付申請書の提出期限は、当該年度の 4 月 1 0 日までとし、綾瀬市以外の市区町村の認可外保育施設に入所児童分については、6 月の 1 0 日までとする。ただし、6 月以降に児童が入所した場合は、翌月の 1 0 日までとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第 6 条 補助金の交付を決定する場合には、規則第 6 条に掲げる要件を付するものとする。

（決定の通知）

第 7 条 規則第 7 条の規定による通知は、綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金（変更）交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 規則第 8 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から

起算して10日を経過した日とする。

(月次報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象施設（以下「補助施設」という。）は、毎月10日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた月の次の月以降は、第3号の書類については、当該月の前の月の2日から当該月の初日までに入所した児童に係るものに限り、第5号の書類については、当該月の前の月の2日から当該月の初日までに雇用した職員に係るものに限る。

(1) 在籍児童名簿

(2) 職員の状況報告書

(3) 綾瀬市保育所条例(昭和45年条例第15号)第2条に規定する基準に該当することを証明する、綾瀬市保育の実施に関する事務取扱要領第5条第1項各号に定める書類

(4) 月別補助金算出内訳書（第6号様式）

(5) 有資格者の写し、雇用契約書の写し、雇用証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認)

第10条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、第9条の報告に基づき各月ごとにその所要額を交付する。ただし、綾瀬市以外の補助施設については各半期ごとに交付する。

(事業実績報告)

第12条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金実績報告書（第8号様式）に認可外保育施設運営支援事業申請（精算）額内訳書（第2号様式）を添付し、当該会計年度終了後の4月15日までに行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象施設は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第15条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により定めるものは、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) 前号以外の物品等(短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなる物は除く)のうち取得価額又は評価額が5万円以上のもの
5年

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助施設が当該補助金の交付の決定を受けてから5年以内に設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たさないこととなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第16条 補助施設は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保存するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年1月31日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

(平成25年度の経過措置)

- 2 平成25年度中に限り、補助金の交付申請に係る第5条の規定の適用については、「6月の10日」を「2月の10日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成26年7月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年度中に限り、補助金の交付申請に係る第5条の規定の適用については「6月の10日」を「9月の30日」と、「6月以降に」を「10月以降に」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成29年1月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金交付申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

年度綾瀬市認可外保育施設運営支援事業について、綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 認可外保育施設運営支援事業申請額内訳書（第2号様式）
- (2) 在籍児童名簿（第3号様式）
- (3) 職員の状況報告書（第4号様式）
- (4) 保育に欠ける証明書等
- (5) 事業計画書及び収支予算書（書式任意）
- (6) 有資格者の写し、雇用契約書の写し、雇用証明書（書式任意）
- (7) その他必要となる書類

第 2 号様式（第 5 条関係）

年度 認可外保育施設運営支援事業申請（精算）額内訳書（ 型）

施設名

利用児童数 （実人数）		定員	適用する 補助基準額	事業実施 月数	保育士 配置基準 適否	補助基準額					
						【Ⅰ．基本分】			【Ⅱ．開設準備費加算分】		合計
						延利用児童数 F	内訳 G（F×月額）	小計 H	定員数増 I	小計 J（＝I×7,500円）	
A	B	C	D	E		F	G（F×月額）	H	I	J（＝I×7,500円）	K（＝H＋J）
4 歳以上	人	人				人	円	円	人	円	円
3 歳	人					人	円				
1・2 歳	人					人	円				
0 歳	人					人	円				

- （注） 1． A 欄には、当該年度の 4 月 1 日現在の年齢に応じた人数を記入すること。
- 2． C 欄には、国要綱別表 2 欄（1）（2）（3）（4）（5）のいずれか適用する補助基準を記入すること。
- 3． E 欄には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 3 3 条第 2 項の保育士数を満たしている施設は「適」と、期間中に満たす見込みである施設は「否」と記入すること。

月別内訳表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	単価	合計金額
0歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
1歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
2歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
3歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
4歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
5歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円

(注) 当該年度の4月1日現在の年齢に応じた人数を記入すること。

第 3 号様式（第 5 条関係）

在 籍 児 童 名 簿

施設名 _____

年 月 日現在

○補助対象児童

No.	児童氏名	生年月日	保護者氏名	年齢	入所年月日	入所理由
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	
		・ ・			・ ・	

- （注） 1．年齢欄には、4月1日現在の年齢に応じた人数を記入すること。
- 2．入所理由欄には該当する次の番号を記入すること。
- （1 就労 2 病気・出産・病人の介護等 3 その他）
- 3．前月まで補助対象外であった児童が当月から補助対象となった場合その旨を記入すること。

○前月退所補助対象児童

No.	児童氏名	生年月日	保護者氏名	年齢	退所年月日
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・

- （注） 1．年齢欄には、4月1日現在の年齢に応じた人数を記入すること。

○補助対象外児童

No.	児童氏名	生年月日	保護者氏名	年齢	入所年月日
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・

- （注） 1．年齢欄には、4月1日現在の年齢に応じた人数を記入すること。
- 2．前月まで補助対象であった児童が当月から補助対象外となった場合その旨を記入すること。

○前月退所補助対象外児童

No.	児童氏名	生年月日	保護者氏名	年齢	退所年月日
		・ ・			・ ・
		・ ・			・ ・

- （注） 1．年齢欄には、4月1日現在の年齢に応じた人数を記入すること。

第 4 号様式（第 5 条関係）

職 員 の 状 況 報 告 書

施設名

年 月 日現在

保育者数	常勤	非常勤			計		有資格者割合 (有資格者)÷(保育従事者)
		実数	勤務時間	常勤換算数	常勤＋常勤換算数		
有資格者	名	名	時間	名	名		
無資格者	名	名	時間	名	名		
計	名	名	時間	名	名		
※常勤の欄は 1 日 8 時間(施設の開設時間が 8 時間未満の場合は当該時間)又は月 160 時間以上の者の数を記入すること							
※非常勤の常勤換算数は、常勤以外の者の月の延べ勤務時間の合計を 160 時間で除して、小数点第 2 位を切り上げて得られた数を記入すること							
職種	職員氏名	常勤・非常勤 の別	月の勤務時間	資 格	取得番号	経験年数 (4月1日現在)	年度中の変動状況
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	
				保育士・看護師・その他()	号	年	

- (注) 1. 職種欄は施設長・主任・保育士・事務員・調理員等当該施設における職種を記載すること
2. 資格欄は該当する資格・免許を○で囲むこと。
3. 年度中の変動欄は退職などが生じた場合、名前等を台帳に残し、新たに採用した場合は、台帳に適宜加えること。又その場合は、変動状況欄に変動の理由等を記載すること。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日申請があつた 年度綾瀬市認可外保育施設運営支援事業
補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第
9条）の規定により、次のとおり決定しました。

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| 1 | 補助金額 | 円 |
| | 既 交 付 決 定 額 | 円（ 年 月 日決定） |
| | 今回変更額 | 円 |
| 2 | 補助条件 | |

第 6 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金月別算出内訳書

年 月 日現在

施設名 _____

	人数	単価	合計
0 歳児	人	円	円
1 歳児	人	円	円
2 歳児	人	円	円
3 歳児	人	円	円
4 歳児	人	円	円
5 歳児	人	円	円
小 計			円
合計	人	単価 円	円
合 計			円

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市認可外保育施設運営
支援事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を
受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 認可外保育施設運営支援事業申請（精算）額内訳書（第 2 号様式）
- (2) 在籍児童名簿（第 3 号様式）
- (3) 職員の状況報告書（第 4 号様式）
- (4) 保育に欠ける証明書等
- (5) 事業計画書及び収支予算書（書式任意）
- (6) 有資格者の写し、雇用契約書の写し、雇用証明書（書式任意）
- (7) その他必要となる書類

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金実績報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長

報告者 所 在 地

名 称

代表者氏名 印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

1 添付書類

- (1) 認可外保育施設運営支援事業申請（精算）額内訳書（第 2 号様式）
- (2) 事業実績書及び収支決算書（書式任意）
- (3) その他必要とする書類

第 9 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

綾 瀬 市 長

補助事業者 所 在 地
名 称
代表者氏名

⑩

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市認可外保育施設運営支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 消費税仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。